

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

昭和辛酉年三月

歩兵第二六五連隊資料

第一方面軍

一二二師団

防衛研究所図書

